

ご遺族の方へ

袖ヶ浦市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

袖ヶ浦市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、
一般的な役所以外の手続きについて、
パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障害福祉の手続きについて	p.7
3. 年金の手続きについて	p.7
4. 介護保険について	p.8
5. 葬祭費について	p.8
6. 亡くなられた方に児童がいる場合、または児童が亡くなった場合	p.9
7. 税の手続きについて	p.9
8. 市営墓地承継手続きについて	p.11
9. 市営住宅入居者が死亡した場合の手続きについて	p.12
10. 農業者年金受給者が死亡した場合の手続きについて	p.13
11. 農地の相続の届出について	p.13
12. 外国籍の方の手続きについて	p.14
13. 「おくやみ窓口」について	p.15
14. お問い合わせ窓口一覧	p.16
15. その他の主な手続き／チェックリスト	p.17

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

	確認事項(故人について)	チェック	該当 ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が2名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	印鑑登録をしていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	住民基本台帳カード、または個人番号カードをお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	外国籍の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
福祉	障害者手帳等をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	国民年金を受給、又は加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	18歳以下の児童を養育していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	18歳以下の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	住民税は課税されてましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	袖ヶ浦市内に固定資産(土地・家屋)を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
墓地	市営墓地の所有者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
その他	農業者年金受給者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	農地を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		袖ヶ浦市内に住所を有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険の手続 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続(23ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 (19ページ参照) ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認(20ページ参照) 	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(20ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(19ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(20ページ参照)

袖ヶ浦市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方をうしない大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、16ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの詳細について

〈16ページ〉
必要な手続きの窓口一覧

〈23ページ〉
袖ヶ浦市以外で必要な手続きの窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名、火葬日時をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、

亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

・親族

・同居者

・死亡地の家主・地主・家屋又は土地の管理人

・成年後見人・保佐人・補助人

(登記事項証明書又は審判書謄本及び確定証明書の提出が必要です)

◇必要なもの

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

・印鑑(任意)

◇袖ヶ浦市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所1階市民課・長浦行政センター・平川行政センター

【休日等の時間外】

市役所1階守衛室

なお、時間外窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

亡くなられた方が袖ヶ浦市に住民登録をしていた場合

◇世帯主変更について

死亡届が提出されると、届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、新しい世帯主をご指定いただく必要があります。ご指定がない場合、確認させていただくことがあります。

◇印鑑登録証の手続きについて

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡届が袖ヶ浦市に提出された時点で廃止となります。印鑑登録をされたときにお渡していた印鑑登録証は使えなくなりますので、お返してください。

◇住民基本台帳カードの手続きについて

亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、お返してください。

◇個人番号カードの手続きについて

個人番号カードは保険金の請求等、各種手続きに使用することがあるため、しばらくは保管していただくことをおすすめいたします。

法令上、亡くなられた方の個人番号カードの返納義務はないため、ご親族で処分することもできます。窓口での返納を希望される場合は、返納する個人番号カードに加えて、来庁される方の本人確認書類をお持ちください。

【問い合わせ】

市民課 窓口班 ☎0438-62-2970(直通)

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者(児)医療費助成受給券など、障害に関する手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

※各行政センターでの手続きはできません。

【問い合わせ】

障がい者支援課 給付班・支援班 ☎0438-62-3199・3187(直通)

3. 年金の手続きについて

14日以内

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

※窓口にお越しの際は、亡くなられた方の年金証書、手続きされる方の本人確認書類・預金通帳をお持ちください。

※手続きの内容によっては、木更津年金事務所、各共済組合、またはご遺族のお住まいの地域を管轄する年金事務所を御案内する場合があります。

※遺族厚生年金の請求手続きについては、木更津年金事務所にお問い合わせください。

◇国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

【問い合わせ】

国民年金の受給者は
保険年金課 後期・賦課徴収班 ☎0438-62-3092(直通)

厚生年金の受給者は
木更津年金事務所 ☎0438-23-7616

共済年金の受給者は
各共済組合

4. 介護保険について

袖ヶ浦市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をお返してください。また、亡くなった方の介護保険料や高額介護サービス費などのお手続きが必要な方は、郵送にてご案内いたします。

【問い合わせ】

保険料に関するお問い合わせは

介護保険課 管理班 ☎0438-62-3158(直通)

被保険者証等に関するお問い合わせは

介護保険課 認定・給付班 ☎0438-62-3206(直通)

5. 葬祭費について

「袖ヶ浦市の国民健康保険に加入されていた方」または「後期高齢者医療保険制度に加入され、千葉県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなったときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

また、後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、資格喪失届を提出してください。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要)
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
 3. 申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

【問い合わせ】

国民健康保険(74歳以下の方)に関するお問い合わせは

保険年金課 国保資格給付班 ☎0438-62-3031(直通)

後期高齢者医療に関するお問い合わせは

(75歳以上の方または65歳以上74歳までで広域連合から障害認定を受けた方)

保険年金課 後期・賦課徴収班 ☎0438-62-3092(直通)

6. 亡くなられた方に児童がいる場合、または児童が亡くなった場合

18歳以下の児童を養育していた方（児童の父又は母等）が亡くなられたとき、または18歳以下の方が亡くなられたときは、児童に関する手当等未払い請求の手続き、児童手当、医療費助成受給者の切り替え、ひとり親手当関連の申請（所得制限等あり）など、手続きが必要になる場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

※手続きが遅れると、手当を支給できない月が発生することがあります。

【問い合わせ】

子育て支援課 こども家庭班 ☎0438-62-3272(直通)

7. 税の手続きについて

◇住民税（市民税・県民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、相続人代表者指定届出書の提出が必要です。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

【問い合わせ】

住民税についてのお問い合わせは
課税課 市民税班 ☎0438-62-2519(直通)

所得税・相続税についてのお問い合わせは
木更津税務署 ☎0438-23-6161
木更津市富士見2-7-18

◇固定資産税・都市計画税

亡くなられた方が所有していた土地や家屋の名義を変更するためには、法務局において相続登記が必要です。

また、亡くなられた日の翌年1月1日までに相続登記が完了されていない場合は、共有資産として法定相続人に翌年度分の固定資産税・都市計画税が課税されます。

相続における遺産分割の協議が円滑に進まないなど、相続人が3か月以内に決まらない場合は、納税通知書を受け取る代表者の方を市に申告していただく必要がありますので、「固定資産現所有者申告書」の提出をお願いいたします。

詳細は市のホームページをご覧ください。下のQRコードからご覧いただけます。

また、相続登記については、千葉地方法務局 木更津支局へお問い合わせください。

【問い合わせ】

固定資産税・都市計画税についてのお問い合わせは
課税課 資産税課税班 ☎0438-62-2544 (直通)

相続登記についてのお問い合わせは
千葉地方法務局木更津支局 ☎0438-22-2531
木更津市東中央3-1-7

(令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。)

袖ヶ浦市公式HP



法務省公式HP



◇軽自動車税（種別割）

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。

【問い合わせ】

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーについてのお問い合わせは
課税課 市民税班 ☎0438-62-2519 (直通)

125ccを超えるオートバイについてのお問い合わせは
関東運輸局千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2025
袖ヶ浦市長浦580-77

三輪・四輪の軽自動車についてのお問い合わせは
軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050-3816-3116
袖ヶ浦市長浦580-101

8 市営墓地承継手続きについて

市営墓地の利用者が亡くなった場合、承継の手続きが必要となります。
必要な書類等をご用意いただき、環境管理課で手続きを行ってください。
※墓地の使用に関する手続きは、環境管理課以外では行っていません。

◇申請に必要なもの

- ・ 使用権承継届
- ・ 新使用者の住民票の謄本(本籍の記載のあるもの)
- ・ 新使用者の戸籍謄本(前使用者との関係のわかるもの)
- ・ 墓地使用許可証
- ・ 書換え手数料(300円)

【問い合わせ】

環境管理課 生活環境班 ☎0438-62-3413(直通)

MEMO

9. 市営住宅入居者が死亡した場合の手続きについて

◇市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細は、都市整備課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

亡くなられた方によって、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
……名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請) ※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
……住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合
……異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

【問い合わせ】

都市整備課 住宅班 ☎0438-62-3645(直通)

MEMO

10. 農業者年金受給者が死亡した場合の手続きについて

農業者年金を受給されていた方が亡くなった場合、遺族の方には届出書及び関係書類一式を提出していただく必要があります。年金受給の手続きを行ったJAきみつの支店（袖ヶ浦支店又は平川支店）に届出書等を提出してください。

◇提出する書類

- ・ 農業者年金死亡関係届出書
- ・ 同一生計証明
- ・ 戸籍全部事項証明書（出生から死亡までがわかるもの）
- ・ 農業者年金証書又は農業者年金証書紛失届

【問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎0438-62-3918(直通)

JAきみつ 袖ヶ浦支店 ☎0438-62-2231

JAきみつ 平川支店 ☎0438-75-2251

11. 農地の相続の届出について

農地を所有していた方が亡くなり、農地を相続した場合は、農業委員会へ届出をしていただく必要があります。

相続の登記が完了しましたら、相続の内容がわかる書類をご用意いただき、農業委員会事務局で手続きをしてください。なお、各行政センターでは手続きができません。

◇相続の内容がわかる書類

- ・ 登記完了証（電子申請で、相続人の住所・氏名が記載されているもの）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 土地の全部事項証明書 など

【問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎0438-62-3918(直通)

◇外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)をお返しいただく必要があります。この場合、入国管理局に直接赴いていただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 おだいば分室

※封筒の表に「在留カード等返納」を表記してください。

◇亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」又は「特定活動」の方は、入国管理局での手続きが必要な場合があります。

※外国籍の方に関する手続きの詳細は、入国管理局へお問い合わせください。

【問い合わせ】

東京出入国管理局千葉出張所 ☎043-242-6597
東京出入国管理局 ☎0570-034-259

13. 「おくやみ窓口」について

袖ヶ浦市在住の方が亡くなられたとき、必要となる手続きを、一箇所の窓口で済ませることができません。

予約制です。来庁される2営業日前までに、インターネット、電話、または市民課窓口でご予約をお願いします。

◇申請に必要なもの

代表的な持ち物は下記のとおりです。

より詳細な持ち物については、おくやみガイドブックの各項目をご確認ください。

〔来庁される方の持ち物〕

- ・ 来庁される方の本人確認書類（免許証、個人番号カード等）
- ・ 印鑑（相続人代表のもの。ゴム印・スタンプ印不可）
- ・ 預貯金通帳等、口座番号の分かるもの（相続人代表・葬祭執行人のもの）
- ・ 会葬礼状または葬儀の領収書

〔亡くなられた方に関する持ち物〕

- ・ 国民健康保険証
- ・ 後期高齢者医療保険証
- ・ 介護保険被保険者証 等

【問い合わせ】

市民課 窓口班 ☎0438-62-2970（直通）

予約フォーム

<https://logoform.jp/form/tSXa/83571>

予約用QRコード



14. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署等	問い合わせ先
p.5	死亡届について	市役所 市民課	☎0438-62-2970
p.7	障害福祉の手続きについて	市役所 障がい者支援課	☎0438-62-3199・3187
p.7	年金の手続きについて	市役所 保険年金課	☎0438-62-3092
		木更津年金事務所	☎0438-23-7616
p.8	介護保険について	市役所 介護保険課	☎0438-62-3158
p.8	葬祭費について	市役所 保険年金課	☎0438-62-3031・3092
p.9	亡くなられた方に児童がいる、 又は児童が亡くなった場合	市役所 子育て支援課	☎0438-62-3272
p.9	住民税について	市役所 課税課	☎0438-62-2519
p.9	所得税、相続税について	木更津税務署	☎0438-23-6161
p.10	固定資産税・ 都市計画税について	市役所 課税課	☎0438-62-2544
p.10	相続登記について	千葉地方法務局 木更津支局	☎0438-22-2531
p.10	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 市役所 課税課	☎0438-62-2519
		125ccを超えるオートバイの場合 関東運輸局千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所	☎050-5540-2025
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所	☎050-3816-3116
p.11	市営墓地の手続きについて	市役所 環境管理課	☎0438-62-3413
p.12	市営住宅入居者の手続きについて	市役所 都市整備課	☎0438-62-3645
p.13	農地、農業者年金受給者の手続きについて	市役所 農業委員会事務局	☎0438-62-3918
p.14	外国籍の方が亡くなられたとき の特別永住者証明書(外国人 登録証明書)の郵送先について	〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 おだいば分室	
p.14	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	東京出入国管理局千葉出張所	☎043-242-6597
		東京出入国管理局	☎0570-034-259

15. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 年金請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、預金通帳、マイナンバーがわかるもの</p> <p>〈手続先〉 年金事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者で要件に該当する場合、遺族基礎年金も併せて支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

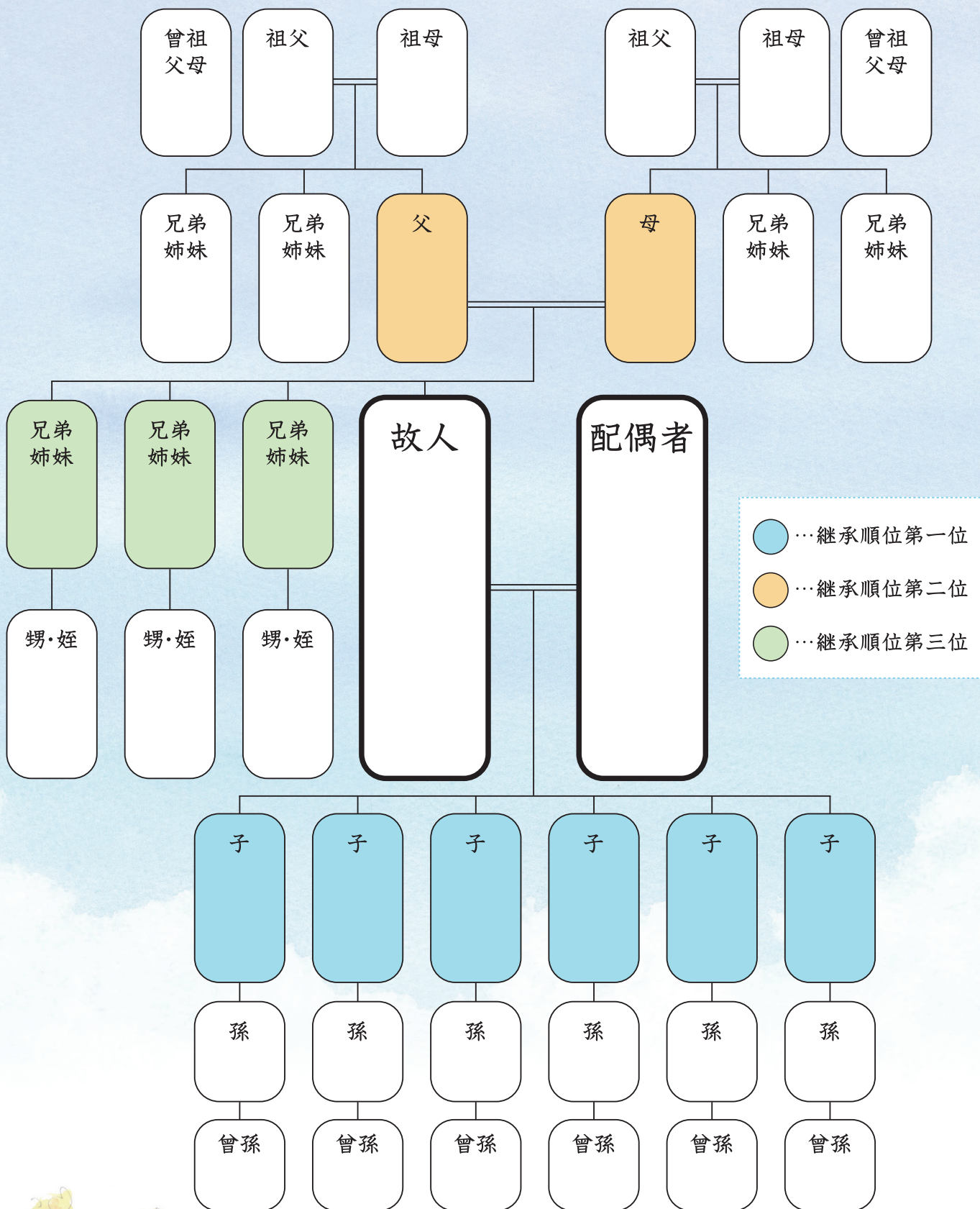
MEMO

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		袖ヶ浦営業所 (ヴェオリア・ジェネッツ株式会社) ☎0438-60-1488	営業時間：月曜～土曜 8:30～17:15 (※日曜、祝日及び年末年始 は営業していません)
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発行 袖ヶ浦市市民子育て部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年4月作成

